

岩倉市障がい者計画の体系・骨子の検討

岩倉市障がい者計画（第5期）		国の方針	県・市の方向性	岩倉市の課題	次期 岩倉市障がい者計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	施策の方向	施策	取組
ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら	施策の方向 1 ともに生きる～理解と交流の推進 ＜施策＞ (1) 障がいに対する理解の促進 (2) 差別解消に向けた取組の推進 (3) 福祉教育の充実 (4) 交流の促進	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026 基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 （1）安全に安心して生活できる住環境の整備 （2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 （1）情報アクセシビリティの向上 （2）意思疎通支援の充実 3 防災・感染症対策・防犯の推進 （1）防災対策の推進 （2） 感染症対策の推進 （3）防犯対策の推進 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 （1）障害を理由とする差別の解消の推進 （2）虐待の防止、権利擁護の推進 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 （1）意思決定支援の推進 （2）自立した生活の支援 6 保健・医療の推進 （1）精神保健・医療の適切な提供等 （2）難病に関する保健・医療施策の推進 （3）保健・医療の充実等 7 雇用・就業、経済的自立の支援 （1）総合的な就労支援と障害者雇用の促進 （2）福祉的就労の底上げ （3）福祉施設から一般就労への移行に向けた取組 8 教育の振興 （1）インクルーシブ教育システムの推進 （2）教員の専門性の向上 （3）教育諸条件の整備 （4）卒業後の生活へのスムーズな移行	○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。 ○精神障がい等で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられ、今後も、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要。 ○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくため、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要。 ⇒【施策の方向1】 ○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要。 ○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】 ○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の	ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら	1 ともに生きる～理解と交流の推進	(1) 障がいに対する理解の促進	○障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進 ○地域共生の理念の普及 ○「障害者週間」の周知 ○イベントにおける啓発 ○「車いす使用者用駐車施設」に関する啓発 ○障がいのある人に関するマークの周知 ○コミュニケーションボードの普及 ○コミュニケーション手段の利用促進
	(2) 差別解消に向けた取組の推進	○「障害者差別解消法」についての周知・啓発 ○講演会等の実施 ○障がいを理由とする差別の禁止 ○手続や選挙における合理的配慮の提供						
	(3) 福祉教育の充実	○福祉教育の充実 ○福祉体験学習等の推進 ○交流学习の促進 ○教職員の指導力向上 ○生涯学習における福祉教育の推進						
	(4) 交流の促進	○岩倉市障害者連絡協議会の活動支援 ○当事者団体の「見える化」の促進 ○社会参加の場の確保 ○当事者団体の活動支援 ○障がいのある人を支援するボランティアの育成 と活動支援 ○当事者団体への参加促進						
ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら	施策の方向 2 地域で生活する～生活支援の充実 ＜施策＞ (1) 生活の場の確保 (2) 生活支援の充実 (3) 相談・情報提供の充実 (4) 権利擁護の推進・虐待の防止 (5) 人材の育成と確保	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026 基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 （1）安全に安心して生活できる住環境の整備 （2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 （1）情報アクセシビリティの向上 （2）意思疎通支援の充実 3 防災・感染症対策・防犯の推進 （1）防災対策の推進 （2） 感染症対策の推進 （3）防犯対策の推進 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 （1）障害を理由とする差別の解消の推進 （2）虐待の防止、権利擁護の推進 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 （1）意思決定支援の推進 （2）自立した生活の支援 6 保健・医療の推進 （1）精神保健・医療の適切な提供等 （2）難病に関する保健・医療施策の推進 （3）保健・医療の充実等 7 雇用・就業、経済的自立の支援 （1）総合的な就労支援と障害者雇用の促進 （2）福祉的就労の底上げ （3）福祉施設から一般就労への移行に向けた取組 8 教育の振興 （1）インクルーシブ教育システムの推進 （2）教員の専門性の向上 （3）教育諸条件の整備 （4）卒業後の生活へのスムーズな移行	○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。 ○精神障がい等で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられ、今後も、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要。 ○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくため、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要。 ⇒【施策の方向1】 ○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要。 ○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】 ○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の	2 地域で生活する～生活支援の充実	(1) 生活の場の確保	○グループホームの充実 ○地域生活体験事業の実施支援 ○自立生活援助の整備 ○住宅改善の推進	
	(2) 生活支援の充実					○訪問系サービスの充実 ○日中活動系サービスの充実 ○地域生活支援の拠点づくり ○コミュニケーション支援の充実		
	(3) 相談・ 情報提供 の充実					○相談支援体制の強化 ○障害福祉サービスの利用支援 ○包括的 な相談支援体制の検討・重層的な支援体制の構築 ○ピアカウンセリングの促進 ○家族支援の充実		
	(4) 情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援					○福祉サービスに関する情報提供の充実 ○視覚障がいのある人への情報提供の充実 ○障がいのある人への情報提供施設などの周知 ○障害者手帳交付時の情報提供の充実 ○情報提供にかかわるボランティア等の育成 ○ユニバーサルデザインの考え方にに基づく情報提供		
ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら	施策の方向 2 地域で生活する～生活支援の充実 ＜施策＞ (1) 生活の場の確保 (2) 生活支援の充実 (3) 相談・情報提供の充実 (4) 権利擁護の推進・虐待の防止 (5) 人材の育成と確保	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026 基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 （1）安全に安心して生活できる住環境の整備 （2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 （1）情報アクセシビリティの向上 （2）意思疎通支援の充実 3 防災・感染症対策・防犯の推進 （1）防災対策の推進 （2） 感染症対策の推進 （3）防犯対策の推進 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 （1）障害を理由とする差別の解消の推進 （2）虐待の防止、権利擁護の推進 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 （1）意思決定支援の推進 （2）自立した生活の支援 6 保健・医療の推進 （1）精神保健・医療の適切な提供等 （2）難病に関する保健・医療施策の推進 （3）保健・医療の充実等 7 雇用・就業、経済的自立の支援 （1）総合的な就労支援と障害者雇用の促進 （2）福祉的就労の底上げ （3）福祉施設から一般就労への移行に向けた取組 8 教育の振興 （1）インクルーシブ教育システムの推進 （2）教員の専門性の向上 （3）教育諸条件の整備 （4）卒業後の生活へのスムーズな移行	○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。 ○精神障がい等で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられ、今後も、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要。 ○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくため、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要。 ⇒【施策の方向1】 ○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要。 ○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】 ○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の	2 地域で生活する～生活支援の充実	(5) 権利擁護の推進・虐待の防止	○権利擁護支援体制の整備 ○成年後見制度利用支援の充実 ○日常生活自立支援事業の利用促進 ○虐待の防止等に関する周知・啓発	
						(6) 人材の確保と育成	○福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」 ○事業者との連携強化	
	ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら	施策の方向 3 健やかに生きる～保健・医療の充実 ＜施策＞ (1) 保健事業の充実 (2) 医療体制の充実と連携強化	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026 基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 （1）安全に安心して生活できる住環境の整備 （2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 （1）情報アクセシビリティの向上 （2）意思疎通支援の充実 3 防災・感染症対策・防犯の推進 （1）防災対策の推進 （2） 感染症対策の推進 （3）防犯対策の推進 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 （1）障害を理由とする差別の解消の推進 （2）虐待の防止、権利擁護の推進 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 （1）意思決定支援の推進 （2）自立した生活の支援 6 保健・医療の推進 （1）精神保健・医療の適切な提供等 （2）難病に関する保健・医療施策の推進 （3）保健・医療の充実等 7 雇用・就業、経済的自立の支援 （1）総合的な就労支援と障害者雇用の促進 （2）福祉的就労の底上げ （3）福祉施設から一般就労への移行に向けた取組 8 教育の振興 （1）インクルーシブ教育システムの推進 （2）教員の専門性の向上 （3）教育諸条件の整備 （4）卒業後の生活へのスムーズな移行	○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。 ○精神障がい等で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられ、今後も、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要。 ○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくため、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要。 ⇒【施策の方向1】 ○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要。 ○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】 ○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の	3 健やかに生きる～保健・医療の充実	(1) 保健事業の充実	○妊婦健康診査の充実 ○乳幼児健康診査の充実 ○乳幼児訪問指導の充実 ○各種健康診査・事後指導の充実 ○健康づくり事業の推進 ○障がいのある人への訪問指導の充実 ○難病患者への訪問指導の充実 ○精神保健に関わる相談援助体制の整備 ○職員の研修等の充実 ○継続した支援体制の整備 ○感染症対策の充実

岩倉市障がい者計画（第5期）		国の方針	県・市の方向性	岩倉市の課題	次期 岩倉市障がい者計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	施策の方向	施策	取組
		7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあることにも対する支援の充実	9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 （1）文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 （2）スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	連携強化が必要。 ⇒【施策の方向3】 ○地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められる。 ○学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要。 ○より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要。 ⇒【施策の方向4】 ○今後も、障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要。 ○企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められる。 ○障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要。 ⇒【施策の方向5】 ○公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要。 ○今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくするとともに、単身での外出が困難な人への支援の充実が求められる。 ○今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要。 ○今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化が必要。 ⇒【施策の方向6】		4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実	(2) 医療体制の充実と連携強化	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○地域の医療提供体制の構築 ○医療的ケア児等の支援体制の構築 ○医療費助成の周知 ○かかりつけ医の奨励 ○在宅歯科診療の周知 ○歯科衛生士による訪問口腔衛生指導の周知
	施策の方向4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実 ＜施策＞ (1) 療育の充実 (2) 保育・幼児教育の充実 (3) インクルーシブ教育※6の推進	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進	【市の方針】 第5次岩倉市総合計画 施策がめざす将来の姿 ●障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。 ●障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。	(1) 療育の充実			○「あゆみの家」の充実 ○相談支援体制の強化 ○保護者に対する障がい受容支援 ○継続的な支援システムの構築 ○保護者等の交流の場づくり	
		施策の方向5 いきいきと活動する～社会参加の促進 ＜施策＞ (1) 雇用の促進 (2) 就労後の支援の充実 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・ ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進	施策の内容 (1) 障がい者への地域生活支援と社会参加促進 個別施策：①相談支援体制の充実 個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携 個別施策：③医療費の支援 個別施策：④就労の支援 個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進 (2) 障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実 個別施策：①福祉教育の充実 個別施策：②地域での障がい者に対する理解促進 個別施策：③障がい者の権利擁護・虐待防止 個別施策：④ボランティア活動の充実			(2) 保育・幼児教育の充実	○インクルーシブ保育（統合保育）の推進 ○専門職の配置・職員の知識向上 ○子育て相談の充実 ○障がい児の受け入れ体制の充実 ○保育士、教員の資質向上
	施策の方向6 安心して暮らす～安全・安心の整備 ＜施策＞ (1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進 (2) 外出・移動支援の充実 (3) 災害時の地域支援体制の確立 (4) 福祉避難所の整備		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信		5 いきいきと活動する～社会参加の促進	(1) 雇用の促進	○障がい者雇用についての啓発 ○市の法定雇用率の達成 ○精神障がいのある人の就労の促進 ○就労移行支援事業の参入促進 ○就労継続支援事業の参入促進 ○一般就労が困難な人の就労の場への支援 ○障がい者雇用に関する「見える化」の促進 ○ 多様な 就労体験・実習の場の確保 ○優先調達の推進	
		(2) 就労後の支援の充実				○就労定着支援事業の周知と参入促進 ○ジョブコーチの普及促進 ○職場における合理的配慮の提供義務等の周知 ○合理的配慮の事例の収集と発信		
		(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進				○スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進 ○スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援 ○スポーツ教室の充実 ○スポーツ大会等への参加支援 ○市民健康マラソンにおける配慮 ○スポーツ施設の利用促進 ○スポーツ活動関連情報の提供 ○障がい者スポーツの普及 ○障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり ○障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充		
					6 安心して暮らす～安全・安心の整備	(1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進	○ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進 ○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○民間施設のバリアフリー化の推進 ○こころのバリアフリー化の推進 ○障がい者補助犬の受け入れ	
						(2) 外出・移動支援の充実	○障害福祉サービスによる外出支援 ○タクシー料金の助成による外出支援 ○デマンド型乗合タクシーによる外出支援 ○自動車運転免許取得費等の助成 ○交通事業者との連携強化	
						(3) 災害時の地域支援体制の確立	○避難行動要支援者に対する支援の推進 ○地域防災体制の強化 ○ 避難行動要支援者支援制度の啓発	
						(4) 福祉避難所の整備	○避難路の確保と周知 ○福祉避難所の整備 ○緊急通報システムの普及等	